明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることとした。

イ　韓国を原産地とする不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

（イ）　供給者

調査当局が知り得た韓国の供給者に対して質問状等を送付したところ、泰光、聖光、三光、和珍、河星、慶南及びSHE Co., Ltd.から調査に協力するとの回答の提出があった。その他の調査当局が知り得た韓国の供給者からは回答の提出がなく、調査に協力しなかったと認められた。なお、聖光からは和珍の関連企業である旨の回答があり、和珍と経営についての共通性等が認められたことから、不当廉売差額率の算出に当たって同一の事業体とみなすこととした。

（ロ）　正常価格

正常価格の算出に当たり、泰光については、提出された証拠等及び現地調査の結果を踏まえ、質問状等に対する回答を正常価格の算出に用いることとした。一方、三光、和珍、河星、慶南及びSHK Co., Ltd.については、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供せず又は調査を著しく妨げたと認められることから、知ることができた事実として申請者が申請書において主張する韓国における調査対象貨物の製造原価に販売管理費及び利潤を加えた価格を用いることとした。

（ハ）　輸出価格

輸出価格の算出に当たり、泰光については、提出された証拠等及び現地調査の結果を踏まえ、質問状等に対する回答等を輸出価格の算出に用いることとした。一方、三光、和珍、河星、慶南及びSHK Co., Ltd.については、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供せず又は調査を著しく妨げたと認められることから、知ることができた事実として申請者が申請書において主張する輸出価格を用いることとした。

（ニ）　不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、泰光を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については四十三・五一パーセントであった。また、三光、和珍（関連企業である聖光を含む。）、河星、慶南、SHK Co., Ltd.、調査当局が知り得た韓国の供給者のうち回答の提出がなかった者及び調査当局が知り得なかった韓国の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づいて算出した結果、七十三・五一パーセントであった。

ロ　中国を原産地とする不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

（イ）　供給者

調査当局が知り得た中国の供給者に対して質問状等を送付したところ、回答の提出がなかった。

（ロ）　正常価格

正常価格の算出に当たり、調査当局が知り得た中国の供給者から質問状等の回答がなく、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、正常価格の算出のために代替国価格を用いることとした。

（ハ）　輸出価格

輸出価格の算出に当たり、調査当局が知り得た中国の供給者から質問状等の回答がなかったことから、知ることができた事実として利害関係者に対して送付した質問状等の回答の一部を用いることとした。

（ニ）　不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、調査当局が知り得た中国の供給者のうち回答の提出がなかった者及び調査当局が知り得なかった中国の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については六十・八四パーセントであった。

ハ　結論

以上から、四㈡に掲げる者を供給者とし、並びに韓国及び中国を原産地とする調査対象貨物について不当廉売の事実が認められた。

㈤　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

不当廉売された調査対象貨物は、本邦の市場での販売量を増加させた。また、不当廉売された調査対象貨物は、本邦において生産された調査対象貨物と同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）との代替性を有しており、取引において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の国内取引価格を著しく下回る価格で輸入された。本邦の産業については、不当廉売された調査対象貨物の輸入の増加の影響を受け、販売量、利潤その他の指標が悪化した。以上から、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

㈥　結論

以上のとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められ、当該本邦の産業を保護するため必要があることから、不当廉売関税を課することが決定された。

法第八条第二項の規定により不当廉売関税を課する貨物及びその決定の理由

㈠　不当廉売関税を課する貨物

韓国及び中国を原産地とする炭素鋼製突合せ溶接式継手のうち、法第八条第九項の規定に基づく暫定的な関税が課されたもの。

㈡　不当廉売関税を課する理由

調査の結果、㈠に掲げる貨物に対して暫定措置がとられなかったとしたならばその輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるため。

六　その他参考となるべき事項

㈠　韓国を原産地とする炭素鋼製突合せ溶接式継手の不当廉売関税の税率

炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百二十一号）による改正後の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十九年政令第三百二十四号。以下「新政令」という。）において定める不当廉売関税の税率については、四㈣イ（ニ）における炭素鋼製突合せ溶接式継手の供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、別表1の上欄に掲げる者を供給者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率となる。

㈡　中国を原産地とする炭素鋼製突合せ溶接式継手の不当廉売関税の税率

新政令において定める不当廉売関税の税率については四㈣ロ（ニ）における炭素鋼製突合せ溶接式継手の供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、別表2の上欄に掲げる者を供給者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率となる。

㈢　調査結果報告書の入手

調査の経緯並びに調査当局の認定及び結論の詳細を記載した調査結果報告書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定第十二・二条の規定に基づき公表され、財務省及び経済産業省のホームページにおいて入手することができる。